

移動等円滑化取組計画書

令和4年6月13日

住 所 宮崎県宮崎市大字赤江 宮崎空港内  
事業者名 株式会社ソラシドエア  
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 高橋 宏輔

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- 高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに対応できる環境を整えるべく、ハード面およびソフト面で改善していく。
- ソフト面についてはサービス介助士の資格取得やユニバーサル教育などを継続的にサポートして体制を強化していく（2016年度～）。また、お客様の声や社員の気付きから、課題を抽出し、利用者のニーズに合わせた対策を講じていく。
- ハード面の機材については、現有機材はすべて基準を満たしており、今後導入する機材も基準を満たすものを導入していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
機材の更新	• 当社の航空機はすべて移動等円滑化基準を満たしている。今後についても、同基準に適合した機材を前提とした導入計画を検討する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
役務の提供方法の充実	• パッセンジャータラップ車の定期訓練（緊急時の操作を含む）および操作・使用マニュアルの改訂を行う。 • 空港旅客ハンドリング職員と客室乗務員間の会議を通して、お手伝いを必要とするお客様対応時のノウハウを伝授する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助スキルの強化 および維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス介助士資格取得者（自社対応空港旅客ハンドリング職員）へのスキル維持ならびに未取得者へのスキル伝承教育を行い、お手伝いの必要なお客様に安心してご利用いただける環境を提供していく。</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の充実化	<ul style="list-style-type: none"> <li>WEB サイトのお手伝いを希望されるお客様ページを適宜見直し、改善を図る。</li> <li>空港においては、デジタルサイネージやポスター等の媒体を活用し、情報提供を行う。</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇教育の充実化	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港旅客ハンドリング職員と一部の客室乗務員を対象に、サービス介助士資格取得を継続的に行う。（2016 年度より継続実施）</li> <li>日本ケアフィット共育機構セルフスタディの実施および講習会への参画を行い、既存のサービス介助士資格取得者向けにリカレント教育を実施。</li> <li>全社員を対象にユニバーサル教育を実施し、ユニバーサルサービスの理解度を深める。</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。</li> </ul>

### Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- 空港旅客ハンドリング職員と客室乗務員間の定期的な会議を通して、コミュニケーション向上に繋げ、伝達ミス、認識ミスが起きない環境を構築させる。
- 運送本部とCS推進室との会議を通して、お客様の声や社員の気付きから、よりリアルな課題を抽出し、環境変化への対応および利用者ニーズに合わせた対策を講じる。

### Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

### Ⅴ 計画書の公表方法

- ホームページで公表。

### Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。